

2022 年度 S1 ターム定期試験 代替措置対象者の詳細

陽性者

自宅待機期間：発症から 10 日間かつ症状が完全に消失してから 72 時間

濃厚接触者

※認定は保健所、医療機関、大学等によるもののみ有効

自宅待機期間：最終接触日から 7 日間

1) 保健所や医療機関、大学とは別に自宅待機期間が指示されている。 (例) 運動会

→代替措置の対象とならない。正規の自宅療養期間（保健所、医療機関、大学等が指示）においてのみ、対象となる。

2) 濃厚接触者の疑いがあるが、保健所からの連絡がない。 (例) 同居人が陽性者となった

→自己判断では代替措置の対象とならない。医療機関もしくは大学による濃厚接触者認定がされれば対象となる。

3) 濃厚接触者の疑いがあるため自己判断で試験を欠席し、その後濃厚接触者と認定されなかった。

→自己判断では代替措置の対象とならない。

4) 濃厚接触者の濃厚接触者となった。 (例) 濃厚接触者とマスクなしで食事をした

→代替措置の対象とならない。

疑似症

自宅待機期間：症状が完全に消失してから 72 時間

1) 疑似症を発症したが、PCR 検査を受けるつもりがない。

→代替措置の対象とならない。医療機関を受診し PCR 検査を受け、診断書を入手することで対象となる。

2) 疑似症を発症したため、PCR 検査を受けた結果、陰性かつ他の病気と診断された。

→陰性が判明するまでに受験できなかった試験は代替措置の対象となる。

陰性判明以降に実施の試験は、代替措置の対象とならないので、追試験（受験資格 A）に申請し、受験する。医療機関にて診断書を入手し、追試験（受験資格 A）の申請期間中に申請を行う。具体的な申請方法については、5 月下旬に教務課のお知らせに掲載予定。

ワクチン接種副反応

自宅待機期間：症状が消失するまで

※なお、定期試験に影響が無い日程でワクチン接種をするよう極力努めること。止むを得ず影響が生じる日程で接種を受け、副反応症状により代替措置を受ける際には、理由書に当該日程による接種となった事情を明記すること。